慶應義塾大学学術情報リポジトリ
Keio Associated Repository of Academic resouces

Title	ザールの國際統治制度終る
Sub Title	
Author	前原, 光雄(Maehara, Mitsuo)
Publisher	慶應義塾大学法学研究会
Publication year	1935
Jtitle	法學研究：法律・政治・社会 (Journal of law, politics, and sociology). Vol.14, No.1 (1935. 3) ,p.167- 177
JaLC DOI	
Abstract	
Notes	時論
Genre	Journal Article
URL	https://koara.lib.keio.ac.jp/xoonips/modules/xoonips/detail.php?koara_id=AN00224504-19350328-0167

慶應義塾大学学術情報リポジトリ(KOARA)に掲載されているコンテンツの著作権は、それぞれの著作者、学会または出版社/発行者に帰属し、その権利は著作権法によって保護されています。引用にあたっては、著作権法を遵守してご利用ください。

The copyrights of content available on the KeiO Associated Repository of Academic resources (KOARA) belong to the respective authors, academic societies, or publishers/issuers, and these rights are protected by the Japanese Copyright Act. When quoting the content, please follow the Japanese copyright act.

時論

ザールの國際統治制度終る

前原光雄

ザール地方の歸屬を決定すべき人民投票は、ヴェルサイユ條約の效力發生後滿十五ヶ年を經た一九三五年一月十三日に行はれ、十五日午前八時、投票の結果を發表した。これによつて、ドイツ歸屬派は壓倒的多數を獲得して、愈々多年の宿案はこゝに解決せられた。開票の結果、ドイツに復歸するか、フランスに併合せられるか、或は現在迄行はれた國際的統治制度を持續するか、その中の第三の現狀維持に決せられない限り、これで世界大戰の產んだ新制度の一つは終りを告げることになつたわけである。

世界大戰の產んだ制度の中で、統治に關する限り、珍奇な制度が少くとも四つある。一、委任統治制度、二、ダンチッヒ自由市制度、三、少數民族保護制度、四、ザール地域の統治制度がそれである。これ等の制度は、何れも、

未曾有の新制度であるが故に、それ等は法律的に種々の難問題を提供して學者を惱した。其中の一つ、即ちザール地域に關する制度は結末を告げ、今後は、この制度は、單に歴史的な一事實として取扱はれることであらう。或は少なくとも、國際法の教科書からはザール地域の制度に關する記述が、現實の制度として姿を消すことになるであらう。かくして、ヴェルサイユ條約は徐々に清算されて行く。この統治制度の終焉を記念する爲に、いさゝかザール問題について回顧の筆を走らせることゝする。

一、面積、人口其他、

ザール地域の境界に關しては、ヴェルサイユ條約第四八條に精細な規定がある。一九二二年四月六日に行はれた國勢調査によれば、其面積一八八〇平方キロメートル六九で、人口七十一萬三千百五人、從つて、一平方キロメートルに對する人口の密度は三七九人となる(Journal officiel de la S. D. N. Décembre 1923)。

元來、このザール地域は、歴史上その所屬は幾度も變遷を重ねてゐるが、一八一四年五月三〇日にパリーで締結せられた條約によれば、ザール盆地中最も重要な部分、即ちザールブリュッケン(Saarbrücken)及びザールルイ(Saar-louis)地方は、フランスの所屬なることが定められてゐる。これはナポレオンの敗退によつてフランスの國境が、この地域まで後退させられたことを意味するものである。從つて、プロシヤは、この地方には何等法律上の權限を持たないのであるが、プロシヤのこの地方に對する經濟的利益に關する行動は默認せられた形でゐた。一方フランスは、一八一〇年以來、この地方に對する組織的な統治を確立して、同地方の埋藏する石炭の踏査を行ひ、この莫大な富源に對して期待するところがあつた。然るに、プロシヤは、一八一〇年の條約あるにも拘らず、又タレイラン(Talleyrand)の努力や英・露全權委員の干渉も功を奏せず、ウィーン條約に於ては、ザールブリュッケンやザール

ルイ地方のみならず、メルチッヒ(Merzig)、トーレイ(Tholey)、サン・ウェンデル(St. Wendel)地方をも併せて、即ち、現在のザール盆地の四分の三以上を所屬せしめることに成功した。殘りのブリースカステル(Bliescastel)、ホムブルク(Homburg)、ドゥェー・ポン(Deux-Ponts)地方はバヴァリア(Bavière)に讓渡せられた。從つてザール盆地の全部はドイツ領となつてゐたわけである。

ドイツはこの地方の獲得と共に、その資源の開發に多大の力を傾倒した。一八一五年には、その住民二十萬を算したに過ぎないものが、一九一八年には七〇萬以上に增加し、又この盆地の主都ザールブリュッケンの人口も五千から十五萬へと飛躍した。この事實は、ザールの埋藏する天然資源の開發がドイツの手によつて着々と發展を遂げ、又天然資源の豐富なこと、汲めども盡きぬことを物語るものと云へよう(Henri Coursier, Le Statut International du Territoire de la Saare, 1925, p. 15-16.)。

ザール盆地に埋藏する鑛物、殊に石炭が如何に多量であり、從つて、それは、其地域を有する國にとつては天然の寶庫を成すものであることを次に數字によつて說明する。世界大戰直前、即ち一九一二年より一三年の一ケ年間に、產出せられた石炭は、

プロシヤの鑛山	一二、七三〇、〇〇〇噸
バヴァリヤの鑛山	八九六、〇〇〇噸
ロートリンケンの鑛山	三、八四六、〇〇〇噸
合計	一七、四七二、〇〇〇噸

右表の如き年產額を有してゐる。そしてザール盆地の有する石炭の全埋藏量は、勿論正確に知ることは至難であ

るが、少なくとも一千米の地下まで採掘するものとして、其全量は實に三十六億六千萬噸となる（Viktor Bruns, Die Volksabstimmung im Saargebiet, 1934, S. 112.）

フランスが垂涎措く能はなかつたのも誠に宜なるかなである。

二、ザール國際統治制度の成立經過

世界大戰に參加した國々は、勿論各自に色々な動機や目的を持つてゐたことであらう。殊に主なる同盟聯合國の中で、大戰に於て最も利害關係の切實なものはフランスであると云はねばならない。フランスは戰爭の目的として、單に、領土的には一八七〇年の普佛戰爭によつて喪失した地方、即ちアルサス及びローレンの回復を目的としたのみであるか、或は更に遡つて、ウイン會議以前の領土狀態に回復せんとしたかは、必ずしも明瞭とは云ひ得ない樣であるが、然し、フランスがザール地域を要求する意思を明示したのは一八年十一月の休戰條約締結以後である。然し、或說では、フランスは既に、ロシヤの革命前、即ち一九一七年二月十四日に露帝との間に交換した通牒に於て、講和の際には、フランスは單にアルサス・ローレンを還附することを要求するのみならず、フランス國境は前ローレン公國の領土まで擴大せられ、なほ且つ將來に於ける國境の確定は、全くフランスの自由意思に委ねらるべきことに關する祕密の了解が成立してゐたと云ふ。然し、其後に起つたロシヤの革命、續ひて大戰より去つた爲に、この祕密の了解は何等フランスを益することにはならなかつた。フランスは、この問題について英・米の了解を得て置くべき必要を痛感してゐたので、先づ英國に對しては、時の外相ブリアンより英國駐在の佛國大使ポール・キャンボン(Paul Cambon)に對して、私信の形式をもつた訓令を發して、其中で、一八一五年の條約によるアルサス・ローレンの破壞及び一七九〇年前の國境の回復、並びにザールの盆地及び鑛山の取得はフランス產業に必要缺くべ

あらざるものである旨が縷々述べられてゐた。ブリアンの意中を忖度すれば、これによつて非公式に英國にフランスの意の在るところを知らしめ、以て講和條件としてフランスの主張が容易に實現せらるべきことを欲したのであらう。

一方、英國側では、一九一八年一月五日、ロイド・ヂョージ(Lloyd George)の發した英國の戰爭の目的では、英國は一八七一年にフランスの蒙つた不法を囘復することを唯一の目的とする旨を明かにして、ザール地方等に關しては全く觸れない。即ち、普佛戰爭で失つたアルサス・ローレンをフランスに囘復せしめることが戰爭の目的であるとした。

ウイルソンは、一九一八年一月八日、國會の演説に於て、ロイド・ヂョージと同樣に、講和條件は、フランスをして一八七〇年以前の國境を囘復せしめるにあるとし、それ以上に、フランスがドイツの領土を併合することを否認する態度を示した。なほバルファー(Balfour)が一九一八年一月二十日に下院で行つた演説でも、戰爭の目的は同盟國と大統領ウイルソンとの間に意思の相違の在る筈なしとし、同年五月十六日に、彼は英國內閣の名に於て公にした聲明によれば、一七九〇年或は一八一四年のアルサス・ローレンの國境を囘復することは同盟國の戰爭の目的でないとした。休戰前に於ける英・米の意思は、フランスの希望と相當の懸隔があつたことは、これによつて知り得る。

休戰條約締結に當つて、フランスは愈々露骨に其欲するところを表明した。即ち、クレマンソー內閣の下に於て、モルダック(Mordacq)將軍は、十月二十八日の午前に、フランスは一八一四年に於けるアルサス・ローレンの國境を休戰の際に要求することを述べた。同日午後に於て、フォッシュ(Foch)將軍と首相クレマンソーとの間にこの問

題が矢張り論議せられ、同様な結論に到達したものであると云はれる。フランスのこの意向は、直ちに主たる同盟及び聯合國の代表者に通達せられた。

然し、フランスのこの要求の直面した最大難關はアメリカの意思と反することであつた。ウイルソンは、既に同年一月彼の發表した、所謂「平和原則十四點」の中の、第八に於て、「總てのフランスの領域は明渡され、占領地はこれを返還しなければならない。そして、一八七一年に、プロシヤがアルサス・ローレンに關して、フランスに對し敢て爲した不正、五十年間に亘る世界平和の破壞は、凡てにとつて利益である平和を再び確立し得る爲に、再び調整されねばならない」と述べてあつて、アメリカは、フランスが普佛戰爭によつて失つた地域の回復は認めるが、フランスの領土を一八一四年の狀態に回復さすこと、即ちザール地域をフランスに屬せしめること、は夢想だにしないところだからである。フランスのこの主張は、明白にウイルソンの平和原則と相反することになるので、アメリカは十月三十日の電報を以て、其旨をフランスに回答し、反對の意思を表明した。而も又、一方に於て、ドイツの休戰の申出は、ウイルソンの平和原則に據ることを前提とするものであるから、この休戰の申出を承諾することは、當然に、ウイルソンの平和原則に從つて休戰したことを、ドイツ側は主張する權利がある理である。英・伊等の代表者もフランスの主張を支持せず、從つて、休戰條約は、海洋自由及び賠償問題を留保した外、ウイルソンの平和原則に基いて成立した。

其後に於ても、フランスはザール獲得の希望を棄てず、凡ゆる機會と凡ゆる人物を利用して、只管講和條件中に自國の希望の實現せんことを努めた。同年十二月一日にクレマンソーがフォッシュ將軍と共にロンドンに渡つて英國の將軍ウイルソンにフランスの意の在るところを傳へんとし、又ロイド・ヂョージに對しても同樣な手段を講じ

た如きがそれである。先づフランスとしては、講和條件として何を欲するかを明かに統一して、講和會議に臨む必要あるのみならず、又フランスの欲する講和條件に對して正當な理由を附せねばならない。それで、フランスの貴族院では、十二月二日に、次の樣な意味の決議をした。一八一四年の國境―これにはシャウムブルク(Schaumburg)及びトーレイ(Tholey)を含む―そしてライン左岸に對しては、軍事的・政治的及び經濟的の保障を要求する。この地域はプロシャの勢力から解放せられ、如何なる場合に於てもフランスは侵入より保障せられる。この外になほ、ライン左岸及びライン右岸は三〇粁內の完全なる非武裝、並びにライン河の國際化を要求した。これによつて觀れば、一八一四年の國境と全ザール盆地とを取得せんとするのである。茲に一言附け加へて置かねばならないのは、フランスがザール盆地を取得せんとする理由は、大戰中ドイツ軍の爲に破壞せられたフランス北部地方の炭山に對する經濟的賠償の意味からである。このことは、タルヂュ(Tardieu)の意見書第二部に於ても明白に述べられてゐる。

三月二十八日の四ケ國評議會、

ザール問題は、四ケ國評議會(英・米・佛・伊)で取扱はれることになつて、三月二十八日の評議會に於ては、フランスの代表として、ダルヂュ及びローシュー(Roucheur)によつて其主張が繰返された。ウイルソンは、一八一四年の國境に還ることも、又鑛山の財産權をフランスに讓渡することも共に同意し得ない旨を述べた。ロイド・ヂョージは、鑛山の財産權をフランスに讓渡すること並びに、自治的な特殊の行政を鑛山地域に創設することを了解した。然し、彼は、一八一四年の國境を回復することは、第二のアルサス・ローレンを造ることになるとして反對した。

英米專門家會議の草案、

大統領ウイルソンは、三月二十九日に、英米專門家が共同で、ザール地域に關して、炭山をフランスをして自由に使用せしめ、而も同地方がドイツより政治的に離脱することを避ける樣な案の作成を命じた。そこで、アメリカ側の專門家ハスキンス教授(C. H. Haskins)ダグラス・ジョンソン(Douglas Johnson)氏は英國側のヘッドラム・モーレイ(Headlam-Morley)氏と合議の結果、次の樣な草案を得た。

一、ザール盆地の全炭山の所有權は、フランスのドイツに對する賠償の要求を保證する爲に、フランスに讓渡せられる。

二、これ等の鑛山利用の爲に、全經濟的便宜はフランスに授與さる。それには次のものも含む、

(a)、ドイツ側の輸出入税よりの免除、

(b)、內外人の勞働の完全なる可動性、

(c)、鐵道及び水路による充分なる通信手段發展の自由、

三、進展的結果を保障する爲に必要な政治的・行政的制度が調査さるべきこと、

形勢は以上の如くであつて、佛國案は他の米、英、伊等によつて承認せられることが至難となつてしまつたので、フランスは、固有の主張を幾分緩和するの已むなきを覺つた。

四月八日の四國評議會、

この評議會に於て、フランス側は、タルヂュの說明の後、二個の提案を出した。即ち、(一)ザール地域を獨立國とし、關税同盟によつてフランスと結合を保たすか、或は(二)、ザール地域を國際聯盟の下に置きフランスを受任國とし、そして十五ケ年の後に人民投票を行ふか。この提案は、ロイド・ヂョージによつても又ウイルソンによつて

も受諾せられなかつた。殊に、ウイルソンとしては、ザール地域の主權を變更することには徹頭徹尾反對だつたからである。

四月九日の四國評議會、

この評議會に於て、タルヂュは、ウイルソンに對して三個の質問を提出した。(一)、ドイツの主權は停止せらるべきや?、(二)、委員會(ザール統治委員會)は必要なる全權を有し、從つて、官吏の任免權を有するや?、(三)、ドイツ國會への選擧權は禁止せらるべきや?、がそれである。これに對し、ウイルソンは、何れもイエースを答へた。これによつて觀れば、ウイルソンの意見は次第にフランスと妥協的になつたことが窺はれる。そこで、この三點が基礎とせられて、ザール地域の規定に關する草案が成立した理である。この三個原則、即ち、ドイツの主權が停止せらるべきこと、統治委員會に全權が認められること、及びザールの住民はドイツの議會に對して選擧權を持たないことが、ザール地域に關する制度の基本的原則であつて、これはヴェルサイユ條約第四五―四七條の規定となつて現れてゐる(vgl. Bruns, a. a. O. S. 1-39)。

之を要するに、フランスのザール地域併合の希望と、ウイルソンのザール地域に對する主權の異動反對の兩論が、第三者殊に英國の妥協的取なしによつて、調和せられて、其結果發生したのが、ザールの國際統治制度であると觀ることを得るであらう。

三、ザール統治組織の性質

以上述べた樣な經過を經て、愈々ヴェルサイユ條約は第四五―五〇條に於て、ザール地域に關する處置を規定した。即ち、ドイツは、フランス北部の炭鑛破壞に對する補償として、又戰爭に基く損害につきドイツの負擔する全

賠償額の一部支拂として、ザール河流域に在る炭鑛に對する完全且つ絕對なる所有權及び、これが採掘の獨占權を何等の金錢債務及び負擔をも伴ふことなくフランスに讓渡する（四十五條）。この規定は、フランスのザール地域併合欲を抑へ、同時にフランスをして實質的に炭鑛より生ずる利益を享有せしめる爲であることは多言を用しない。更にザール統治制度の性質を決定する爲の重要な規定は同條約第四十九條である。同條は、「ドイツ國は受託者 fidéi-commissaire としての國際聯盟の爲に前記地域上の施政權 gouvernement を拋棄 renonce す」（四十九條第一項）と規定してゐる。これによつて觀れば、ドイツは國際聯盟の爲にザール地域の主權を拋棄したものではなく、單に同地域に關する施政權を國際聯盟の爲に一定期間停止したものであつて、其期間の經過後に於て、人民投票の結果、この施政權をドイツが回復するか、或はフランスに同地域の領土權を讓渡するか、又は現行の國際統治制度を存續するか、三者の中其一を決定することになる（附屬書三十四條）。國際聯盟は、人民投票によつて表示せられた住民の希望を考量して同地域が何れの主權に歸屬するかを決定しなければならぬ。而して、國際聯盟が同地域の全部又は一部に對して現行制度を維持すべきことを決定した場合には、ドイツは國際聯盟の必要と認めるところに從ひ、國際聯盟の爲に主權を拋棄しなければならぬ（附屬書三十五條（イ）號）。この規定によつて觀るも、ザール地域の國際統治制度は、これによつてドイツが同地域に對する主權を喪失したものでなく、單に一時的にドイツの主權の行使が停止せられてゐるものと解さねばならない。もし同地域に國際統治制度を施行することによつて、ドイツは同地域の主權を完全に喪失したものであるとするならば、附屬書第三五條に規定する「國際聯盟の爲に拋棄」すべき主權はドイツの手には殘つてゐない筈である。從つて、ヴェルサイユ條約第四九條に施政權（gouvernement）なる文字を使用して主權（souveraineté）なる文字を使用しない意味を理解し得る。

以上の様に解釋するならば、人民投票によつて表示せられる意思は、其内容を異にする三個のものから成ると觀なければならない。即ち、第一にドイツへ復歸することを表示した投票は、現行國際統治制度の否認、即ち國際聯盟の施政權及びフランスへの併合の否認を意味するのであつて、とりも直さずドイツの施政權の復活を意味し、ドイツの主權の回復を意味するのではない。然るに、第二に、フランスとの併合を表示する投票は、ドイツの主權の否認を意味することになる。第三に現行制度の存續を意欲する投票は、矢張り當然にはドイツの主權を否認することにはならない。たゞ國際聯盟の必要と認める場合に於てのみドイツの主權が否認せられる結果となる。從つて、人民投票は三者の中何れを欲するかによつて、各々法律上の性質を異にするのであつて、法律上同樣な性質を持つ三種のものではない。

三月一日を以て同地方は愈々國際聯盟の手からドイツに引渡された。これによつてこの制度は完全に終を告げたことになる。

―― 一九三五・三・二 ――